

株式会社秋田組行動計画

当社では、「男女従業員の仕事と生活の調和を応援すること」を経営理念の一つとし、全従業員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1、計画期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間

2、計画内容

【目標】

男性も育児休業を取得できる旨、育児休業する際に受けられる給付金の拡充、パパママ育休プラスや子の看護休暇制度についてのパンフレットを作成し、管理職及び従業員に配布し、制度の周知を図る。

※目標達成のための対策

- 2年9月 育児休業制度、特にパパママ育休プラスや子の看護休暇等の充実等、及び育児を行う際に受けられる各種制度の変更事項（出産手当金や育児休業給付金の給付額の拡大や産前産後休業・育児休業期間中の社会保険料の免除等）について、及び、当社が従前から取り組んできた法律を上回る育児応援制度についてのパンフレットの作成を専門家である社会保険労務士を招いて聴取するなどして準備する。
- 3年1月 産前産後休業制度、育児休業制度及び当社独自の育児応援制度、当社の育児介護休業規程の内容、出産手当金や育児休業給付等給付金の概要等を盛り込んだ周知のためのパンフレットを作成し全社員に配布する。

【目標】

令和5年4月までに、満3歳未満の子を持つ従業員が希望する場合に利用できる終業時間の繰り下げ制度、具体的には始業時間を1時間繰り下げ、子の保育園への送り届け等ができるようにし、かつ終業時間を1時間繰り下げることにより仕事への影響を最小限にできることにより、短時間勤務制度を利用しづらい男性従業員も取得しやすい制度を導入する。

- 3年4月 子どもを持つ社員のニーズを調査。
- 4年4月～ 制度の詳細について検討開始。業務への影響等の調査を行う。
- 5年1月 制度の内容を育児休業規程に規定する。
- 5年4月 制度に関するパンフレットを作成し社員へ配布し周知実施する。

【目標】

令和7年7月までに、現在無休である子の看護休暇について、その一部を有給休暇に変更し、看護休暇の取得促進を図る。

※目標達成のための対策

- 5年4月 子どもを持つ社員のニーズを調査。
- 6年4月～ 制度の詳細について検討開始。業務への影響等の調査を行う。
- 7年8月 具体的に何日有給休暇とするか等最終的な制度設計を行う。
- 7年8月～ 決定した制度の内容を育児介護休業規程に規定する。

以上の通り行動計画を作成した。

事業所所在地
事業所名称
代表者氏名

西春
株式
代表
大字豊場字伊勢山
和久
地1

